

【第3期島根県障害福祉計画 進捗状況と今後の取組について】

●委員

発達障害者支援センターだが、利用したいがなかなか利用できないという声を聞いている。直接支援から間接支援へ重点を移すという国の方針が示されたようだが、直接支援が多くて対象者数が伸び悩んだのか、原因が分かれば教えていただきたい。

○事務局

島根県では発達障害者支援センターを東西2箇所を設置している。それぞれ5、6人の専門職を配置しており、事業を開始した平成18年度から相談人数を増やしてきたが、全圏域の相談を受けることは限界がある。また、国も一義的な発達障がいへの支援機関は市町村とし、市町村・相談機関への後方支援を重点的におくよう方針が示された。困難事例などは引き続き直接支援を行っていくが、今後は市町村の相談支援体制が整備され、市町村への支援を強化していくことを考えている。

●委員

昨年10月から市町村障害者虐待防止センター等が設置されたが、平成24年度に障がい者虐待に係る通報がどのくらいあった教えていただきたい。

○事務局

平成24年度の障がい者虐待の件数については現在集計中である。擁護者による虐待、施設従事者による虐待、使用者による虐待それぞれ通報等の数値があがっており、確定した後にご報告したい。

●委員

障害者権利条約の批准の環境整備のため、施設から地域生活への移行が加速していると思っているが、実際に障がいの重い子は施設に入所している。施設から出て地元に戻って家族だけで重い障がいのある子を支えていくのは大変な部分があり、ましてや高齢になっている親御さんが家庭で介護できるか、ご家族からもご意見をいただいている。

また、島根ではないが、重症心身障がい児の施設が新しくなって、家族としては子ども達は気持ちいいだろうと思っていたが、新しい病棟に移ったとたんに子どもがパタパタと亡くなったことがあった。重い障がいのある子もいろんなことを感じ取っており、環境の変化によって体調を崩してしまう子もたくさんいる。地元に戻された場合、子どもがどんな変化を示すのか大きな不安を持っている。

是非そのあたりご理解いただき施設から地域への移行を慎重に考えていただきたい。

○事務局

ご指摘のように国の全体の流れは病院や施設から地域へということだが、それぞれの障がい特性があり障がいによっては医療的なケアが必要な方もいる。我々も一律に施設から

地域と考えているわけではなく、施設の担っている役割は今後も変わらないと思っており、入所が必要な方のサービス基盤が縮小することがないように取り組んでまいりたい。

【サービス利用計画の実施状況について】

●委員

松江市の場合、障がい者・児いずれも他の市町村と比べ計画相談の進捗状況が低いのが分かる。どのような問題を抱えているのか、また今後どのような取組を重点的に行うのか教えていただきたい。

○事務局

松江市は非常に対象者が多く、計画を策定する相談支援専門員が不足している。また、初任者研修を受け計画を作成できる有資格者は県内で800人以上いるが、実際に相談支援事業所に勤務しているのは、法人の事情もあり140人程度と少ないという実情がある。これらを踏まえ、相談支援専門員を養成する、また現在違う部署にいる有資格者を相談支援事業所に配置してもらうよう法人へ呼びかける等の取組を行う市町村もあると聞いている。

なお、先月開催した市町村と相談支援事業所との連絡会においても、専門員を養成する必要がある、また計画を作成することに対して認識が不足している障がい福祉サービス事業所が多いため障がい福祉サービス事業所に対して計画を作成する意味等を周知していく必要があるという意見がでており、このあたりも市町村は参考にされると思う。

●委員

難病の活動も同じ傾向があり、地域性があるのではないかと。地域性を考慮してやり方を変えて取り組んでみることを検討してほしい。

○事務局

ご指摘のとおり地域性が出ている結果である。地域によって抱える問題も違うので、まずは圏域で話し合ってもらっていただくよう依頼するとともに、県としても必要な支援をしていく。

●委員

計画相談は始まっているが、利用者や家族の意向確認が十分でない現状がある。計画相談について利用者が理解できていないし、紙1枚送られてもそれだけでは相談支援事業所の選択について理解されないことが多いと思う。

障がい児のご家族のサービスの意向確認というのは、障害者権利条約でも選択の自由ということが謳われていることから、各市町村でもお願いできればと思う。事業所の方から相談支援事業所を勧めるというのはいかがかと思うので、やはり利用者やご家族に意向確

認をして選択するということを進めていただければと思う。

また、あと2年で各相談支援事業所がどのくらい計画相談を作成する必要があるのか明確でなく、相談支援専門員何人増やせば良いのか分からない。これからの計画相談の数の把握をお願いできれば、各事業所で相談支援専門員の増員について努力できるのではないかと思うので、ご理解いただきたい

○事務局

意向確認については、市町村によっては利用者のご自宅へ担当者が訪問し、計画相談を説明し何処の相談支援事業所を利用されるかきめ細かく聞いているところもある。そのような事例を他の市町村へも紹介し、計画相談を知ってもらい、意向確認も大事にさせていただくよう情報提供する。

事業所毎にどれくらい計画を作成するのか、そのために各事業所に相談支援専門員が何人必要かということについては、既に事業所毎の人数を3年間で割り振りをしている市町村もある。また、今年度割り振る予定の市町村もある。市町村には、ある一つの事業所で何人の計画策定が必要か明確にし、事業所へ示すよう依頼していく。

●委員

計画相談実施状況の障がい児について、分母となる障がい児通所支援受給者数が少ないと感じる。どういう基準なのか教えてほしい。

○事務局

障がい児の通所サービスを利用されている方の数で、入所サービスを利用されている方の計画は対象となっていない。数値は市町村から報告された数値である。

●委員

特に重症心身障がい児の場合は、放課後デイ等のサービスを利用できない子どももおり、そのような子どもについて、県では数字として把握していない、存在すら分かっていない障がい児がいるのではないかと思うが、今後どのような対応をするのか。数値は各市町村からの報告ということだが、サービスを利用していない方の把握について指導していただきたい。

○事務局

重症心身障がい児の方は短期入所を利用されることがあるが、短期入所は障がい者の福祉サービスになるため障がい者の計画相談の数値の中に入っている。

●委員

短期入所すら利用したことがない障がい児もいると思う。実際に成人の方でも短期入所を1回も利用したことがない方もいるので、もう少し細かく見てほしい。

●委員

障がい者と比べ障がい児の方がサービス等利用計画作成率が高いが、県として障がい児の計画作成を早くするよう指導しているのか。

また、相談支援専門員の養成について、地域のばらつき、バランスについて県はどのように考えているか。

○事務局

県から障がい児の計画を先に作成するような指導はしていない。どのような優先順位で作成するかは各市町村でご判断していただいております、先に障がい者の方や入所サービス利用者の方から作成している市町村もある。

相談支援専門員は地域によりばらつきがあり、市町村によっては相談支援事業所がない、少ないところもあるが、単一の市町村ではなく、圏域でカバーしてもらうよう広域的な対応を依頼している。

●委員

障がい福祉サービス事業所では利用者に対する個別支援計画を作って支援にあっているが、個別支援計画を作った後で相談支援事業所でサービス等利用計画を作成する理由を教えてください。

○事務局

相談支援事業所で相談支援専門員が作成するサービス等利用計画は、利用者がサービスの利用を申請する際に最初に作成するもので、個別の事業所で提供される障がい福祉サービスだけでなく、医療や地域活動など全ての活動を含めた計画である。その後個別の事業所で提供するサービスの計画を各事業所のサービス管理責任者が作成するのが個別支援計画である。個別支援計画がいくつかあって、全体を網羅したものがサービス等利用計画となっており、現在事業所で個別支援計画により障がい福祉サービスを利用されている方も平成26年度末までにはサービス等利用計画を作成する必要がある。

【障害者優先調達法に基づく島根県調達方針について】

質疑なし

【島根県福祉医療費助成制度の見直しについて】

質疑なし